

主な丸森町農林関係補助事業の概要

【令和8年度保存版】



本町では、丸森町農業振興ビジョン（第二次）に基づき、未来に繋ぐ『新・丸森農業』を実現するため、農業者向けの各種補助事業を用意しております。具体的な内容についてはお気軽にご相談ください。（※いずれの補助金も予算の範囲内となります。）

問合せ先：丸森町役場 農林課（代表）TEL 72-2113

【作物振興・特産品開発支援：農政班】


No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
1	低コスト稲作推進事業	低コスト稲作を行うための機械購入に要する経費を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ■低コスト技術導入型 ・町内の農家3戸以上で組織する団体又は農地所有適格法人 ・大型田植機（6条植以上）導入費用 ・乾田直播栽培用機械（播種機、鎮圧ローラー等）導入費用 	1/3以内 （上限150万円）
			<ul style="list-style-type: none"> ■スマート農業推進型 ・町内の農家3戸以上で組織する団体又は農地所有適格法人 ・概ね10ha以上の水稲を作付している者 ・農業用ドローン等 導入費用 	1/3以内 （上限50万円）
			<ul style="list-style-type: none"> ■飼料用米拡大支援型 ・町内の農家3戸以上で組織する団体又は農地所有適格法人 ・2年以内に飼料用米を1ha以上作付けする計画がある者 ・フレコン自動計量機 導入費用 	1/3以内 （上限50万円）
2	園芸特産振興事業	園芸特産作物における産地育成と販売農家掘り起こしを促すための経費を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ■重点作物支援型 ・対象品目：農業振興ビジョンに掲げる重点作物（ブロッコリー、小菊、柿、イチゴ） ・農協園芸関係部会等 ①機械購入費・施設整備費（対象品目共通） ②新規栽培者の種苗費・農業資材費（対象品目：ブロッコリー、小菊） ③春作防寒被覆資材費（対象品目：ブロッコリー） ④黒すす病対策薬剤防除費（対象品目：ブロッコリー） 	①1/3以内（定植機又は主食用米から対象品目へ5a以上の転換を目的とした機械の購入費は1/2以内） ②上限5万円/10a（ブロッコリー） 3万円/10a（小菊） ③ 3万円/10a（ブロッコリー） ④ 3千円/10a（ブロッコリー）
			<ul style="list-style-type: none"> ■園芸作物支援型 ・対象品目：園芸作物全般（重点作物支援型の対象品目を除く） ・農協園芸関係部会等 ①機械購入費・施設整備費 ②新規優良種苗費 	1/3以内（上限は下記のとおり） ①1機械・1施設につき年間50万円 ②1法人・1団体につき年間50万円
3	環境負荷低減支援事業	自然環境に配慮した農業推進につながる取組への経費を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ■堆肥散布機導入支援 ・認定農業者（畜産農家を除く） ・堆肥散布機購入費 	1/3以内（上限50万円）
			<ul style="list-style-type: none"> ■土壌・堆肥成分分析費用支援 ・町内農家等 ・土壌、堆肥の成分分析に要する経費 	1/2以内（上限2万円）
			<ul style="list-style-type: none"> ■堆肥等購入費用支援 ・町内農家等（畜産農家を除く） ・堆肥を販売するために必要な届け出を行っている町内農家が生産した堆肥及び緑肥作物の種子購入に要する経費 	1/2以内
			<ul style="list-style-type: none"> ■生分解性マルチフィルム購入支援 ・町内農家等 ・生分解性マルチフィルム購入費 	1/2以内（上限3万円）
4	特産品開発支援事業	農産加工等を推進するため、町内における地域資源を活用した特産品の開発に係る経費を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で活動している又は活動予定のある者、企業若しくは団体 〔①開発に要する経費〕 各種専門家コンサルタント料、市場調査費、広告宣伝費、試作品作成費等（ただし、機器購入及び施設整備に要する経費を除く。） 〔②製造販売等に要する経費〕 製造・販売に使用する機械等に要する経費 	2/3以内（上限は下記のとおり） ①開発に要する経費：30万円 ②製造販売等に要する経費：200万円

【担い手育成・新規就農者確保：農政班】

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
5	シルバー人材農業活用事業	農作業にシルバー人材を活用する際の経費を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者 ・丸森町シルバー人材センター登録者を活用する際の経費 	1/2以内 （年間20万円上限）
6	認定農業者支援事業	認定農業者の規模拡大のための機械施設整備に要する経費を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者等 ・5年後も認定農業者であることが見込まれる者（ただし、既に交付を受けた者は、5年間補助対象としない） ・青色申告している者（ただし、今後青色申告することが見込まれる者） ①農業用機械購入費 ②農業用施設整備費 	1/3以内（上限50万円） ※認定農業者で構成する団体の上限額は、50万円×認定農業者数
7	新規就農者定住推進事業	新規就農者の定住を推進するため、家賃助成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定新規就農者または就農研修生 ・町外からの転入者（単身、夫婦、子育て世帯） ・8年以上本町で就農すること。 ・民間の住宅やアパートの家賃補助（3年分対象） ※公営住宅は対象外 ※しあわせ丸森暮らし応援事業（子育て定住推進課所管）との重複利用は不可 	1/2以内（上限4万円/月）
8	就農研修生受入農家等支援事業	農業研修生を受け入れる農家に対して、育成に要する経費を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者要件 県が認める研修機関となり、就農準備資金の対象となる研修生を受け入れる農家、農業法人等 	2,000円/日（定額）
9	まるもり農業体験受入事業	本町での農業体験者を受け入れる農家に対して、受け入れに要する経費を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者要件 農業体験者を受け入れる町内認定農業者 ※事前に受け入れ可能な内容等を確認し、受入農家として登録いただきます。 	2,000円/日（定額）
10	各種新規就農者関連事業	認定新規就農者の定着及び育成を図るため、各種整備に要する経費等を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> 【事業メニュー】 ①担い手確保支援事業（町） ②新規就農者育成総合対策事業（国） ・就農準備資金 ・経営開始資金 ・経営発展支援事業 	詳細については、農林課へお問合せ下さい。

裏面あり



【畜産振興：農政班】

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
11	自給飼料生産拡大支援事業	自給飼料生産拡大のための機械購入経費を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> 町内の農家3戸以上で組織する団体等 飼料作物生産に要する機械購入費 	1/3以内 （上限額100万円）
12	和牛振興対策事業 （基幹種雄牛産子生産支援事業）	町内産の県基幹種雄牛である「孝系波」号産子の登記に係る経費を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> 丸森町和牛改良組合 「孝系波」号産子の登記に係る経費 	7,000円以内（1頭あたりの登記）
13	牛受精卵移植推進事業補助金	肉用牛及び乳用牛の改良及び増殖による経営安定化を図るため、受精卵移植に必要な経費を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> 丸森町和牛改良組合、丸森町酪農振興組合 受精卵移植に必要な経費の一部 ※1経営体につき2回まで 	1/2以内（上限2万5千円）

【基盤整備支援：農村整備班】

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
14	小規模基盤整備事業	農地維持や農作業の効率化のための小規模な基盤整備を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 町内に住所がある農業者又は農業者3名以上で組織する団体 農振区域内にある、20a未満又は不整形な農地及び受益面積が5ha未満の用排水設備などへの整備で、国、県等の補助事業に該当しないもの 工事、機械リース、資材、燃料費等の経費の総額が8万円以上のもの ※事業施工後8年間は、目的外の用途に供しないこと。 	1/2以内（上限額100万円/年） 工種毎上限額 <ul style="list-style-type: none"> 水田整備 25万円/10a 暗渠排水 4万円/10a 畑地整備 15万円/10a 用排水整備 100万円/1工事


【日本型直支関係：農村整備班・農政班】

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
15	多面的機能支払交付金	水路・農道等の維持管理や補修、植栽による景観形成等の地域活動の支援により、農業農村の多面的機能の維持・発揮と担い手の育成等の構造改革を後押しするため支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 5年以上活動を継続する農業者等で構成する組織 農業の多面的機能を支える共同活動等の経費 	交付単価10a当たり <ul style="list-style-type: none"> 農地維持支払：田3,000円、畑2,000円、草地250円 資源向上支払：田2,400円、畑1,440円、草地240円 (田1,800円、畑1,080円、草地180円) ※75%単価 施設の長寿命化：田4,400円、畑2,000円、草地400円 (上限：200万円未満)
16	中山間地域等直接支払交付金	中山間地などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者等の方々で構成する協定に対して、交付金を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> 5年以上農業生産活動等を継続する農業者等で構成する集落協定及び個別協定 農業生産活動等の活動経費 	交付単価10a当たり <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜：田21,000円、畑11,500円、草地10,500円 緩傾斜：田8,000円、畑3,500円、草地3,000円 加算 棚田地域振興活動加算：10,000円 ネットワーク化加算（地目問わず） 10,000円（～5ha部分） 4,000円（5～10ha部分） 1,000円（10～40ha部分）上限100万円 スマート農業加算（地目問わず） 5,000円 上限200万円 集落機能強化加算（地目問わず）：3,000円 上限200万円
17	環境保全型農業直接支払交付金	自然環境の保全に資する農業生産活動の実施にともなう追加的コストの支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 2戸以上の農家で組織する団体等 対象作物を販売目的で生産しており、「みどりチェック」チェックシートの取組みを実施していること 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う右記の取組（地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動） 	交付単価10a当たり <ul style="list-style-type: none"> 堆肥の施用：3,600円 有機農業：3,000円～14,000円 緑肥の施用：5,000円 総合防除：2,000円～4,000円 炭の投入：5,000円

【鳥獣被害対策支援：農政班・林業振興班】

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
18	農作物鳥獣被害対策事業	農作物の鳥獣被害を防止するための経費を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> 農作物の鳥獣被害対策の実施者 対象経費 ①電気柵及び付帯設備 ②耐用性隔障物ほか 	1/2以内（上限額30万円）
19	狩猟免許及び銃砲所持許可取得事業	有害鳥獣捕獲の担い手の確保による農作物等被害の防止を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> わな猟免許及び第1種銃猟免許並びに銃砲所持許可を取得した者 わな猟免許又は第1種銃猟免許の取得に要する以下の経費 ①狩猟免許講習受講費用 ②狩猟免許受験費用 銃砲所持許可の取得に要する以下の経費 ①猟銃等初心者講習受講費用 ②射撃教習資格認定申請費用 ③猟銃用火薬類等譲受許可申請費用 ④銃砲所持許可申請費用 	10/10以内 (他の団体等から助成があった場合は、当該助成額を差し引いた金額)
20	猟銃等購入費補助事業	猟銃に関する狩猟免許を新たに取得し、狩猟者登録を行った者の銃器等購入に対する経費を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> 以下のすべてを満たす者 ①町内に住所を有する者 ②猟銃の狩猟免許を新たに取得し、宮城県内の狩猟者登録、銃砲所持の許可を受け、猟銃を所持していない者又は所持している銃を廃銃した者 ③交付申請日に、町税等の滞納がない者 ④丸森町有害鳥獣駆除隊員の一員として、5年以上継続して捕獲に従事する者 猟銃及び装弾の保管庫 	1/2以内 (上限200千円 1回限り) (他の団体等から助成があった場合は、当該助成額を差し引いた金額の1/2以内の額)

【林業振興：林業振興班】

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
21	森林（もり）と暮らす住まいの確保支援事業	町内への移住・定住の推進により、森林・林業関係の起業家及び就業者を確保するため、家賃助成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 町内への転入者のうち、森林・林業関係の起業就業をする者 民間賃貸住宅、又は空き家等の家賃 	1/2以内（上限額4万円/月）
22	自伐型林業普及推進事業	自伐型林業の普及推進のため、技術講習会等の開催に要する経費を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> 町内で自伐型林業に取組む関係団体 技術講習会等の開催に必要な経費 	2/3以内（上限額40万円/1団体）

問合せ先：丸森町役場 農林課（代表）TEL 72-2113